

3 学部の学生用実験・実習室の面積・規模 2009/5/1現在

(表38)

用途別室名	室数	総面積 (㎡)	収容人員 (総数)	収容人員1人当 たりの面積(㎡)	使用学部等	備考
実験実習室	61	951.60	265	3.59	文学部	
情報処理学習施設	1	176.40	60	2.94		
実験実習室	2	238.50	59	4.04	社会学部	
語学学習施設	2	147.00	100	1.47		
情報処理学習施設	2	159.00	70	2.27		
情報処理学習施設	1	88.69	48	1.85	法学部	
情報処理学習施設	3	158.76	73	2.17	経済学部	
情報処理学習施設	3	238.70	100	2.39	商学部	
実験実習室	14	1,193.50	575	2.08	教育学部	
語学学習施設	1	133.32	58	2.30		
情報処理学習施設	6	515.00	150	3.43		
実験実習室	43	4,700.80	610	7.71	理工学部	
語学学習施設	4	375.79	150	2.51		
実験実習室	32	2,449.65	654	3.75	総合政策学部	
語学学習施設	4	194.40	240	0.81		
情報処理学習施設	6	595.40	243	2.45		
実験実習室	4	307.64	201	1.53	人間福祉学部	
情報処理実験実習室	2	61.50	20	3.08	神・文・社会・法・ 経済・商・人間福祉 学部 共用	
情報処理学習施設	13	1,489.27	565	2.64		
スポーツ科学実験室	1	146.52	—	—		
視聴覚室	1	76.32	12	6.36		
計	206	14,397.76	4,253	3.39		

[注] 1 原則として学部ごとにまとめること。

2 「用途別室名」欄には、その施設の用途が具体的にわかるような名称を記入すること。

3 当該施設を複数学部もしくは併設の短期大学と共用している場合は、その学部名等のすべてを「使用学部等」欄に記載し、本表において同一施設を重複して記載しないこと。

4 語学学習施設・情報処理学習施設、ビデオ・オーディオルームその他の視聴覚教室施設等も、ここに記入すること。

5 教養教育のための施設については「使用学部等」欄にその旨記入すること。

6 実習室としての機能を備えているものの、講義室・演習室等としての利用が中心である施設については、前表「2 学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模」(表37)の講義室・演習室に含めてもよい。その場合は、当該施設の本表での記載に当たっては、「備考」欄に必ず「【再掲】」と記入すること。

7 実験・実習室の主な設備・機器の設置とその更新状況については、点検・評価報告書に記載すること。